

○鎌倉市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する公有財産、物品、印刷物、WEBページ等（以下「市有資産」という。）を広告の媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 市有資産への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）は、民間事業者等と連携し、新たな財源の確保と経費の縮減を図ることにより、市民サービスの向上及び民間事業者等に対する地域貢献の機会の提供を目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用する市有資産は、次に掲げるもののうち、広告を掲載することがふさわしいと認められるものに限るものとする。

- (1) 広報印刷物
- (2) WEBページ
- (3) 市有施設
- (4) その他広告媒体として活用できる市有資産

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれのあるものその他不

当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法理第134号）の規定上、不当に顧客を誘引していると認められるもの

(11) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(12) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの

(13) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(14) その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが不相当であると市長が認めるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、原則公募とし、広報紙及び市のホームページ等に掲載することにより実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第2条に規定する目的を達成することができると思われる場合には、公募によらず、広告主となり得る者又は広告主の代理として広告を取り扱う者への案内等により、広告の募集を行うことができるものとする。

3 市長は、広告の募集を行う場合には、次に掲げる事項を提示するものとする。

(1) 広告媒体

(2) 契約期間

(3) 広告掲載料

(4) 広告の規格

(5) その他広告掲載に当たって必要となる事項

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、所定の申請書に必要事項を記載し、広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、広告掲載に関する申請があったときは、本要綱及び別に定める基準によりその内容を審査し、適当と判断された広告について掲載を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に、その旨を通知しなければならない。

3 前2項に規定する審査及び審査に係る一連の事務は、鎌倉市事務分掌規則（平成8年3月規則第27号）第6条第1項に規定する部長、消防長、教育長、鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）第5条第1項に規定する部長、議会事務局長、担当部長並びに会計管理者、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局のうち、広告媒体として活用する市有資産を所管する部等の長が行うものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第9条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- （1） 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
- （2） その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

（広告主の責務）

第10条 広告主は、広告掲載の内容その他の掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、市に対して、広告掲載に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、当該広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- （1） 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- （2） 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- （3） 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- （4） 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

（審査機関）

第12条 広告掲載に関する審査について疑義が生じた場合の諮問を行うため、鎌倉市広告審査会（以

下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、広告媒体の所管部長の求めに応じ、又は委員長が必要と認めたときに委員長が招集し、その議長となる。
- 3 審査会の委員長には行政経営部長を、委員は企画計画課、行政経営課、広報広聴課、財政課、市民相談課及び都市景観課の課長等をもって充てる。ただし、市WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、委員にIT政策課の課長等を加えることができる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時委員として加えることができるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 7 審査会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。